



～あなたも民商の共済会に～  
 会員・配偶者は無条件で加入可  
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース①

2023/2/13

NO.500 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

## 第2回 経営学習交流会

### —SWOT分析と事業計画書—

SWOT分析は、経営に必要な強みや弱みなど4つの要素から経営を分析し、課題や問題点などを発見できます。売上向上など、経営を伸ばすために一緒に学習しましょう。

**日時** 2月16日(木)午後1時30分～

**会場** 民商事務所

**持ち物** 計算機・筆記用具



※参加ご希望の方は  
 民商へご連絡をお願いします。

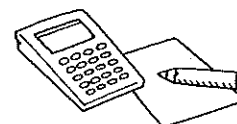
## 電子帳簿保存法

### 学習説明会

電子帳簿保存法とは何？いつから始まるの？請求書や領収書など、保存の仕方どうすればいいの？帳簿の保存方法は？など説明会を開催します。

**日時** 2月15日(水)午後2時～

**会場** 民商事務所



※参加ご希望の方は  
 民商へご連絡をお願いします。

## 確定申告相談会のお知らせ

### 早めに予約をしてください。

※希望の日時にすでに他の方の予約が入っている場合があります。

2月14日(火) 午後2時～

2月15日(水) 午前10時～

2月16日(木) 午後3時～

2月21日(火) 午後2時～

2月22日(水) 午前10時～

2月24日(金) 午後2時～

3月1日(水) 午後2時～

3月3日(金) 午前10時～

3月4日(土) 午後2時～

3月5日(日) 午前10時～

### 重税反対統一行動

**とき** 3月13日(月)午前10時30分

**ところ** クリエイト村上 1階 ホール

過払い金の相談も受付しています

## 3月の無料法律相談

**日時** 3月7日(火)

午前10時30分

**会場** 村上民商事務所

**弁護士** 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 3月3日(金)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。  
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。  
 事務局まで連絡を。

## 2月なんでも相談会

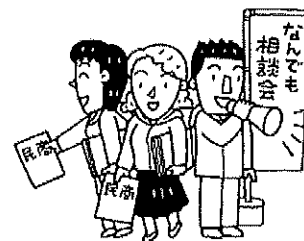
**日時** 2月22日(水)

午後2時30分から

**場所** 民商事務所

- ・ 記帳・経営・会社設立
- ・ 労災保険・社会保険
- ・ 消費税など

※相談ご希望の方は、  
 事前に民商へ予約をお願いします。





～あなたも民商の共済会に～  
 会員・配偶者は無条件で加入可  
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース②

2023/2/13

NO.500 村上市仲間町334  
 村上民主商工会  
 ☎75-5272 FAX62-7392

## 村上市省エネ家電製品普及促進事業補助金

原料価格高騰に起因した電気・ガスなどエネルギー価格の高騰により一般家庭の家電への買替えの補助金

**対象家電** 令和4年8月1日以降に買替えたエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、LED照明器具のうち省エネ基準達成率100%以上の機種

**対象者** 自ら居住する住宅に対象家電を設置する

**補助額** 補助率:対象家電購入合計額(設置工事費、消費税含む)の5分の1  
 補助上限額:(1)市内に本店を有する店舗または事業所 3万円

(2)家電量販店、ネットショップなど 1万円

**申請受付期間** 令和4年11月15日から 令和5年2月28日

※申請は世帯単位とし、1世帯1回限りです。

## 村上市令和5年度就学援助制度を活用しましょう

小・中学校へ通学する児童生徒をお持ちで経済的に困りの家庭を対象に、学校で必要な学用品費や給食費などを援助する制度

4月1日認定分の提出期限は、令和5年2月28日  
 (小学校新1年生は5月2日)

※申請は随時受け付けていますが、上記期限を過ぎた場合、申請の翌月からの認定

- ・申請は、書類1枚記入するだけ
- ・小中学生の子ども、お孫さんがいる世帯は申請可能
- ・給食費・修学旅行費・通学用品費などを援助



## 村上税務署と集団申告等の交渉

6日、竹内会長・渡辺副会長・青木事務局長は、3月13日の所得税・消費税集団申告等について村上税務署に左記のとおり要望書を提出してきました。

### 【要望事項】

1、今年の集団申告は3月13日(月)午前11時より行います。この集団申告は、申告納税制度に基づき自ら作成した申告書を直接税務署へ届ける行為です。適切な人員の配置、迅速・丁寧な対応で円滑に実施されるよう要望します。

2、申告書受付に関して、收支内訳書は、年々努力を重ね提出者は増加していますが、中には作成困難な人もいます。「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」との第101国会付帯決議を尊重し、提出の強要はしないで下さい。

3、国税庁は民商へ「確定申告書にマイナンバーが未記載でも罰則はない」「申告書は受理する」と回答しています。税務関係書類の提出においてマイナンバーの記載がなくても書類は受け取り、不利益を及ぼさないでください。

4、納税相談にあたっては、納税者に親切・丁寧な対応で、生活実態・経営状況に応じて、生活維持・営業継続できるよう、「申請型の換価の猶予」等「納税緩和措置」の活用等を奨励してください。

5、税務調査にあたっては、新型コロナウイルス感染症禍の下であることも考慮し「税務運営方針」に沿って、納税者に誠実に対応して下さい。

以上、5項目について要望しました。

